

○第 144 条 競技者に対する助力

競技者間での禁止行為の追加。

⇒ 転倒後、立ち上がることを手助けすることは認められるが、前に進むための身体的手助けは禁止。

⇒ 繰り返し行われる競技者間での水・飲食物等の受渡し。(164 条 15、230 条 10、240 条 8)

許可される身体保護具類の追加。

⇒ 冷却機能付きリストバンド、携帯用酸素ボンベ等の呼吸補助具。指定場所で渡される(または審判長が認めた場合の)帽子、手袋、靴や衣類が追加された。

○第 162 条 5 スタート時の不適切行為の扱いについて

不適切行為に関わる文言が追加 いわゆる“ピクつき動作”は警告の対象になる場合も。

⇒ スタート時の不適切行為として、3 つが示されている。(今回、下線部が追加された)

(a) 合図の後で正当な理由もなく手を挙げたり、クラウチングの姿勢から立ち上がったりする。

(b) 合図に従わない、遅れることなく速やかに最終の「用意」の位置につかない。

(c) 音声や動作その他の方法で、他の競技者を妨害した。

この場合、審判長は競技者に「警告(イエローカード)を与えることができる」としている。その競技会中に(他種目であっても)警告を 2 回受けた場合は失格となり、その競技会に出場予定の他種目についても出場できなくなる。

日本陸連主催・共催大会(IH、全中、JO を含む)以外の競技会については、主催者がこの条項を適用するか否かを定めることができる。適用しない場合は、スタート時の不適切行為の取り扱い方法が大会要項や競技注意事項に明記されるので、それぞれ熟読した上で競技に参加すること。

○第 170 条 3 テイクオーバーゾーン

400mR の全て、800mR とメドレーリレーの 1~2、2~3 走のテイクオーバーゾーンが 30m に。

⇒ 従来の加速ゾーンを含めた 30m がテイクオーバーゾーンとなる(ブルーラインがゾーン入口)。競技場検定工事までの間はトラックのラインが修正されないため、テープ等で表示される。なお、この修改に伴い、全てのバトンパスにおいてゾーンの中から走り出さなくてはならない。

○第 170 条 11 リレーチームの編成

オーダーは締め切り前であっても一度提出したらその後の変更は禁止。(例外として医務員の判断があれば変更可)

⇒ なお、医務員の判断による変更は出場選手の変更のみ認められ、編成(走る順番)の変更は認められない(IAAF の運用に合わせた)。

○第 180 条 17 試技時間

棒高跳を除いた 4 人以上または各競技者の最初の試技時間が 1 分⇒30 秒に変更。

⇒ 試技時間の表は以下の通り。

《単種目》				《混成競技》			
残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他	残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他
4人以上※	30秒	1分	30秒	4人以上※	30秒	1分	30秒
2~3人	1分30秒	2分	1分	2~3人	1分30秒	2分	1分
1人	3分	5分	—	1人または連続試技	2分	3分	2分
連続試技	2分	3分	2分	※ 4人以上または各競技者の最初の試技			

走高跳・棒高跳で優勝が決まり大会記録等に挑戦する場合は、定められた制限時間を 1 分延長。

⇒ 日本記録、県記録、大会記録等の場合が対象。標準記録への挑戦は対象にならない。

○第 181 条 4 バーの上げ幅

残りの競技者が 2 人以上でも全員の同意があれば大会記録を超える高さにバーを上げることが可能。

⇒ 競技者が最後の一人になり優勝が決まるまでは「(a) バーは走高跳で 2 cm、棒高跳で 5 cm より少ない上げ方をしてはならない (b) またバーの上げ幅を増してはならない」が基本になるが、2 人以上でも全員の同意があれば、この基本を適用せずに大会記録等(従来は日本記録のみ)に挑戦可能となる。

○第 187 条 14(b) 投てき競技(回転系)の無効試技の判定

最初の回転動作を行う際に、後方のサークル外側の地面に足が触れる程度であれば無効としない。

⇒ サークルに入り最初の回転動作を行う際に、サークルの両側白線より完全に後方のサークルの外側の地面に足が触れても、推進力を得ることがなければ(地面に触れる程度であれば)無効としない。

○第 187 条 15 投てき競技 試技の中断

一度始めた試技を中断する際、競技者がサークルや助走路から出てもよい。

⇒ ただし、「各投てき競技の規則に反しない限り」の条件があるので注意が必要である。

(裏面に続く)

○第 200 条 混成競技

競技者が同じ得点を取った場合は、同成績とする。

⇒従来 同得点だった場合、より多くの得点を取った種目が多い者を上位としたが、同成績に。

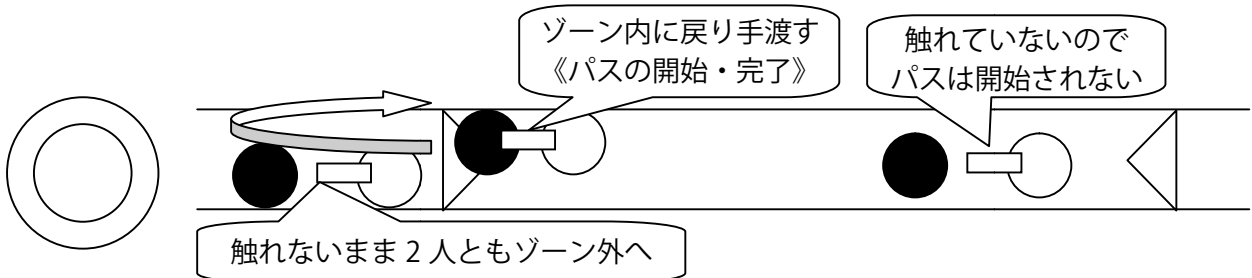
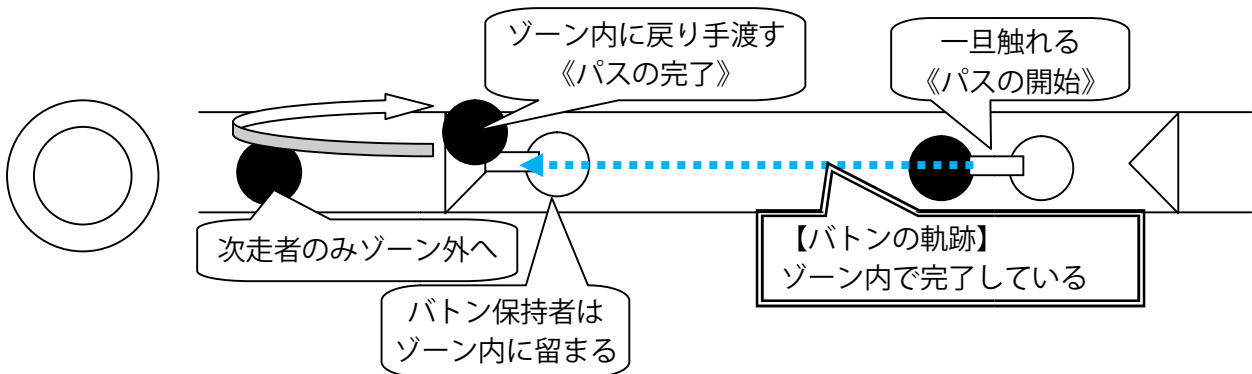
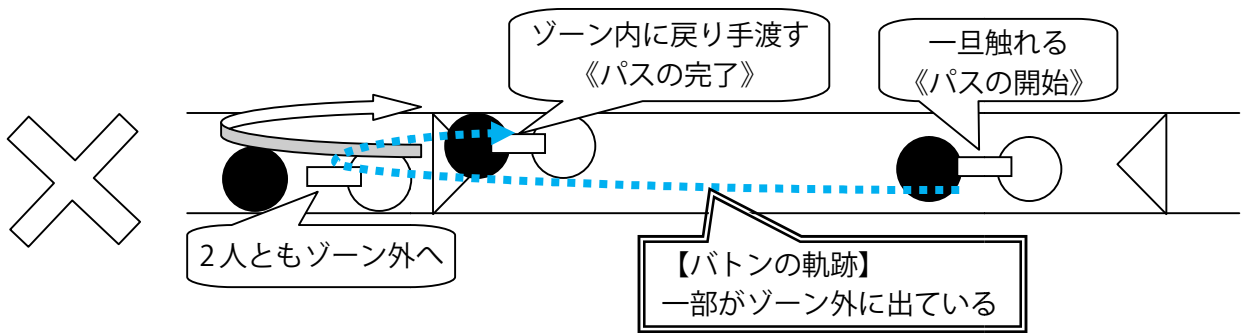
《参考：ルール解釈の確認》

○第 170 条 7 リレーにおけるバトンの受け渡し

バトンのパスは、受け取る競技者にバトンが触れた時点に始まり、受け取る競技者の手の中に完全に渡り、唯一のバトン保持者となった瞬間に成立する。それはあくまでもテイクオーバーゾーン内でのバトンの位置のみが決定的なものであり、競技者の身体的位置ではない。

⇒この条文より、「触れた時点」「唯一の保持者になった瞬間」の2点が強調されてきたが、この2点の間もバトンパスの最中と言える。したがって、この最中にテイクオーバーゾーン外に出てしまった場合も、失格の対象となるので注意が必要である。

例えば、テイクオーバーゾーン内で一旦次走者にバトンが触れたが、完全にパスが行われないうまま2人ともゾーン外に出てしまい、ゾーン内に戻ってパスを完了させた場合、今までの解釈だと「触れた時点」「唯一の保持者になった瞬間」がゾーン内であるので失格の判定にならなかったが、バトンパスの最中（開始～完了の間）にバトンがゾーン外に出ているので、失格の対象となる。



詳細については、審判講習会資料もしくは 2018 年度版陸上競技ルールブックを参照されたい。

文責：青柳 智之（日本陸上競技連盟競技運営委員・JTO / 長野陸上競技協会競技運営委員長）